

大会参加に際してのガイドライン

令和2年10月13日

埼玉県中体盟ソフトテニス専門部

1. はじめに

本ガイドラインは、埼玉県中学校体育連盟主催事業実施時の対応指針を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止や熱中症の予防の観点から作成したものです。各顧問の先生方におかれましては、安全な大会運営にご協力いただけますよう参加選手および関係者の皆様に周知徹底をお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、現時点において共有されている知見等に基づき作成しています。今後内容を見直すことがあり得ることにご留意ください。

2. 県中体連主催事業実施に当たっての基本的な考え方

埼玉県のイベント開催や教育活動の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件が整うことを開催の条件とします。

- (1) 埼玉県において外出自粛要請が出ていない。
- (2) 通常の学校教育活動が実施されていること。

3. 大会開催時の感染防止策について

(1) 全般的な事項

- ① 感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をチェックリスト化し、本部に掲示します。
- ② 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認します。
- ③ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、参加当日は役員・補助役員・参加者の体調を「健康観察記録票」により確認し、提出された「健康観察記録票」について、少なくとも1月以上保存させていただきます。

※「健康観察記録票」は県中体連HP、中体連ソフトテニス専門部HPより用紙を各学校にてダウンロードして活用してください。

- ④ 大会に参加する全ての者（選手・顧問・役員等会場内に入る者）は、競技中以外はマスクの着用をお願いします。
※但し、熱中症の恐れがある場合はマスクを外し、こまめな水分補給に留意してください。
- ⑤ 体調不良等の緊急時には速やかに本部まで申し出てください。

(2) 感染防止の観点

① 密集回避

厚生労働省または各会場施設（熊谷ドーム）より指示が出ている、人との距離を適切に保って生活してください。

② 密接回避

受付は地区ごとに時間・場所を分けて行います。引率者責任者が提出書類を持って受付をしてください。また、受付の際は適切な距離を保って整列をお願いします。

(3) 参加申込時の申合せ事項

- ① 選手、引率責任者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを検討してください。
 - (ア)体調がよくない場合 (例:平熱より1度以上高い発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - (イ)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (ウ)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ② マスクを持参すること。(参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や、会話をする際にはマスクを着用すること。ただし、熱中症の恐れがある場合はマスクを外し、こまめな水分補給に留意すること)
 - ③ こまめな手洗い、又はアルコール等による手指消毒をすること。
 - ④ 他の参加者、役員等との距離を確保すること。
 - ⑤ 会場内では大きな声で会話、応援等をしないこと。
 - ⑥ 会場内における飲食は必要最低限にとどめ、待機場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
 - ⑦ 参加校の責任において飲食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること。
 - ⑧ 感染防止のために主催者または会場管理者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
 - ⑨ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、専門委員長に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
 - ⑩ 生徒の参加については、生徒本人及び保護者の同意を確認すること。
 - ⑪ 感染の不安から参加を希望しない生徒については、無理に参加させないこと。
 - ⑫ 感染者発生時における連絡体制に万全を期すため、当面の間、無観客で開催すること。
- (4) 会場使用に関する事項
- ① 会場内のゾーニング
 - (ア)通路や階段における接触を避けるため、会場内の通行方法は原則右側通行とする。
 - (イ)会場内の「手すり」は、転倒を避ける場合等、緊急時以外は触れないでください。
 - ② 救護室
新型コロナウイルス感染症が疑われる生徒・役員等への対応として、2Fに救護室を設置する。
※使用する場合には、必ず大会本部に連絡をしてください。
 - ③ 手洗い場所・洗面所
 - (ア)手洗い場には石鹸を用意する。
 - (イ)「手洗いは石鹸を使って30秒以上」等の掲示をする。
 - (ウ)参加者には、手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を用意させる。
 - (エ)手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。
 - (オ)トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ④ 会場出入口
 - (ア)本部には、手指消毒剤を設置し、体温計を準備する。
 - (イ)受付を行う役員には、マスクを着用させる。
 - ⑤ 選手・役員席、休憩・待機(飲食)スペース
 - (ア)他の参加者と密になることを避ける。

(イ)状況によっては、一度に入室（着席）する者の数を制限する等の措置を講じる。

(5) 会場内における環境衛生管理

- ① 会場内で複数の参加者が触れると考えられる共用箇所、用具（審判台、採点板、ベンチ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- ② 本部は、換気設備を適切に運転し、換気扇を常に回し、定期的に窓を開放して外気を取り入れる等、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ③ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛った上で持ち帰らせる。
- ④ 各自で出したゴミは持ち帰らせることを徹底する。

(6) 会場への移動について

- ① 公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用を徹底し、近距離での会話を控える。
- ② 自分の試合が終了した選手は審判終了後、引率責任者の指示に従い、速やかに帰宅すること。
- ③ 会場（自宅）到着後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗う。

(7) 競技上の留意点

① 十分な距離の確保

(ア)競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空ける。プレー中のハイタッチや握手などはしないこと。

※監督・引率責任者、団体戦にて待機している選手が応援する場合は、拍手のみでお願いします。

(イ)ベンチを利用するときは、荷物は中央に置き、座る場所はできるだけ端にすること。

- ② 唾や痰をはかない、ドリンクの回し飲みはしないこと。
- ③ 手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を持参すること。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないこと、また、タオルは共用しないこと）
- ④ 競技前後には手洗いを行い、競技中はできるだけ顔を触らないこと。
- ⑤ 近距離での会話や発声などの密接場面を極力つぐらないこと。
- ⑥ 監督・引率責任者、団体戦にて待機している選手が応援する場合は、拍手のみでお願いします。

(8) 参加生徒が遵守すべき事項

- ① 大会当日は出発前に自宅にて検温・健康観察を行い、以下の事項に該当する場合は、顧問に連絡して参加を見合わせる。（当日会場にて書面で確認を行う）

(ア)体調がよくない場合（例：平熱より1度以上高い発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

(イ)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(ウ)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ② マスクを持参すること。

（会場への移動時や受付、更衣時等、競技を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること、但し、熱中症の恐れがある場合はマスクを外し、こまめな水分補給に留意すること）

- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

（競技前後、用便後、飲食前後には必ず手洗いを行うこと）

- ④ 他の生徒、役員等との距離を確保すること。
- ⑤ 会場内で大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者及び会場管理者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、顧問を通じて専門委員長に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑧ 健康観察及び事務連絡以外のミーティングは行わないこと。

(9) 生徒又は部顧問（関係指導者）の感染が判明した場合の対応

① 大会開催日前日まで

当該生徒又は顧問と、濃厚接触者と特定された者（又は特定される可能性がある者）の出場は認めない。但し、医師の診断で参加可能と判断されており、当該校の校長が参加を許可した場合は出場を認める。

【大会前に学校関係者が新型コロナウイルス感染症を罹患した（又は罹患した疑いがある）場合の対応例】

- 濃厚接触者の特定等、対応が決定するまでの間の臨時休業期間中に試合が行われる場合、当該校顧問は、学校長に確認の上、試合参加の辞退を専門委員長に連絡する。
- 臨時休業実施の措置及び期間が決定された場合、当該措置及び期間に該当する生徒は出場できません。

【濃厚接触者として特定される例】

感染者が発症した日（又は体調不良を訴えた日）の2日前以降に接触した者のうち、下記に該当する者が濃厚接触者として特定されることが多い。

- 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内かつ15分以上の接触）で、マスクの着用等必要な感染予防対策なしで感染者と接触があった者
- 感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護なしに感染者を看護もしくは介護していた者
- 感染者の気道分泌液もしくは体液等（例：唾、唾液、痰等）、感染源となりうる物質に直接接触した可能性が高い者

※上記4点はあくまでも例示であり、保健所が患者の症状等から感染性を総合的に判断した上で特定する

② 大会開催日当日

(ア) 会場で発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、保護者に迎えに来てもらい帰宅させる。なお、少なくとも下記のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医療機関等に電話などで相談するよう、指導する。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、
- 【免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方】**
- 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - ※ 症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。

（厚生労働省ホームページから引用）

(イ)体調不良者本人からの聴取等により、当日下午記内容にて接触があった者についても、念のため会場内における諸活動を中断させ、保護者に迎えに来てもらい帰宅させる。

- 当日対面して一緒に食事をした
- 会場まで自家用車に同乗して来た

(ウ)上記(ア)によって帰宅した者については、家庭にて健康観察を行い、翌日以降2週間は事業への参加は見合わせるよう、指導する。

(エ)上記(イ)によって帰宅した者については、上記アによって帰宅した者の発熱が翌日以降も続く場合は、念のため事業への参加は見合わせるよう、指導する。

③ 事業終了後

(ア) 事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに顧問に濃厚接触者の有無等について報告するよう指導しておくこと。

(イ) 上記アの報告を受けた顧問は、速やかに所属する学校に報告するとともに、専門部委員長に報告すること。

(ウ) 上記イの報告を受けた専門部委員長は、速やかに県中体連事務局に報告し、その後の対応について協議すること。

(エ)感染者が発生した場合、各顧問は、感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することのないよう、生徒に対して適切に指導すること。

(10)その他

上記内容のほか、埼玉県中学校体育連盟等が示す「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」や会場施設管理者が定めた感染防止対策措置の内容も確認し、遵守すること。